



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第4号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

訓令 甲

◎保健福祉事務所処務規程の一部改正 (四・健康福祉本部) 一

◎佐賀県エックス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程の廃止 (五・") 五

◎佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正 (六・母子保健福祉課) 五

◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (七・県土づくり本部) 五

◎地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (八・職員課) 六

公安委員会事項

◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・四) 九

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正 (規程・一) 二〇

◎佐賀県東部工業用水道の職の設置等に関する規程の一部改正 (" ・二) 二

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (" ・三) 二

◎佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正 (" ・四) 三

○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第四号

健康福祉本部

各保健福祉事務所

各保健所

保健福祉事務所処務規程(平成十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のよ

うに改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第九号中「地域保健福祉協議会」を「地域医療協議会」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 医療法第六条の八第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第二条第一項第十一号中「及び同条第二項」を、「同条第二項」に改め、

「変更の許可」の下に「及び同条第三項の規定による病床の設置等の許可」を加え、同項第二十号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「決算」を「事業報告書等」に改め、同項第二十一号中「第六十八条」を「第六十八條第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一の二 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号) 第三条の三の規定による診療所の病床設置の届出の受理に関すること。

第二条第一項第二十二号中(昭和二十三年政令第三百二十六号)を削り、同項第二十三号中「第四条の二」を「第四条の二第一項」に改め、同項第二十四号中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同項第二十五号中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同項第三十二号の次に次の三号を加える。

三十二の二 保健師助産師看護師法施行令第三条第二項に規定する佐賀県准看護師籍の登録事項の変更に関すること。

三十二の三 保健師助産師看護師法施行令第六条第二項に規定する佐賀県准看護師免許証の書換え交付に関すること。

三十二の四 保健師助産師看護師法施行令第七条第二項に規定する佐賀県准看護師免許証の再交付に関すること。

第二条第一項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 障害者自立支援法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更の認定(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号

の認定(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号

に規定する精神通院医療（以下この号、第五十一号の二及び第五十一号の三において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による医療受給者証の返還（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。

第二条第一項第五十一号中「平成十八年政令第十号」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五十一の二 障害者自立支援法施行令第三十二条第一項の規定による変更届（精神通院医療に係るものに限る。）の受理に関すること。

五十一の三 障害者自立支援法施行令第三十三条第一項の規定による医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の再交付に関すること。

第二条第一項第五十六号中「又は知的障害者団体」を「知的障害者又は精神障害者の団体」に改め、同項第七十四号中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に、「及び立会い」を「立会い及び立入り」に改め、同項第七十六号中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同項第七十七号中「第二十九条の二第一項」を「第二十九条の二」に改め、同項第七十八号中「第三十四条」及び「医療保護入院等」を削り、同号の次に次の十二号を加える。

七十八の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の四の規定による入院措置の解除（同法第二十九条の五の規定による届出に係るものに限る。）に関すること。

七十八の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の五の規定による届出の受理に関すること。

七十八の四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の規定による費用の負担の認定に関すること。

七十八の五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第七項の規定による医療保護入院届の受理に関すること。

七十八の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の二の規定による医療保護入院者の退院届の受理に関すること。

七十八の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第五項の規定による応急入院届の受理に関すること。

七十八の八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十四条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。

七十八の九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二の規定による定期の報告等の受理に関すること。

七十八の十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の三の規定による定期の報告等に係る審査の請求、審査結果の受理及び退院命令に関すること。

七十八の十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六の規定による報告徴収等に関すること。

七十八の十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の七第一項の規定による改善命令、同条第二項の規定による退院命令及び同条第四項の規定による医療の提供の制限命令に関すること。

七十八の十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の規定による仮退院の許可に関すること。

第二条第一項第七十九号中「交付」の下に「不認定の通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第二十三条第二号に規定する年金証書等（以下第八十一号の三において「年金証書等」という。）が添付された申請に係るものに限る。）」を加え、同項第八十号中「第四十五条の二」を「第四十五条の二第一項」に、「返還等」を「返還」に改め、同項第八十一号中「第五十条の四」を「第五十条」に改め、同号の次に次の四号を加える。

八十一の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第七条第二項の規定による氏名等の変更届の受理に関すること。

八十一の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第九条の規定

による精神障害者保健福祉手帳の交付(年金証書等が添付された申請に係るものに限る。)に関すること。

八十一の四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付及び返還に関すること。

八十一の五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条の第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関すること。

第二条第一項第八十二号中「交付」の下に「(交付の可否の審査を除く。)」を加え、同項第八十七号の次に次の一号を加える。

八十七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第二十二條の規定により知事が行うこととされる原子爆弾被爆者に対する援護に関する

法律第十七條第三項(同法第二十一條において準用する場合を含む。)の規定による報告徴収等に関すること。

第二条第一項第八十八号中「更新」を「変更の届出の受理及び書換え」に改め、同項第八十九号の次に次の七号を加える。

八十九の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第三十六條(同規則第四十六條、第五十條、第五十四條及び第六十三條において準用する場合を含む。)の規定による手当証書の訂正等に関すること。

八十九の三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第三十七條(同規則第四十六條、第五十條、第五十四條及び第六十三條において準用する場合を含む。)の規定による手当証書の返納に関すること。

八十九の四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第七十七條の規定による口頭による申請等に関すること。

八十九の五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第二条の規定による第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付(交付の可否の審査を除く。)に関すること。

八十九の六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第三条の規定による第一種健康診断受診者証交付台帳及び第二種健康診断受診者

証交付台帳の備付け及び交付に関する事項の記載に関すること。

八十九の七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第四条、第四条の二及び第四条の三の規定による居住地の変更届の受理及び通知に関すること。

八十九の八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第五条において準用する同規則第四条及び第七条の規定による健康診断受診者証の書換え等に関すること。

第二条第一項第九十号の次に次の三号を加える。

九十の二 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十二條第一項の規定による国民健康・栄養調査員の任命に関すること。

九十の三 健康増進法第十八條第一項の規定による栄養指導その他の保健指導及び同條第二項の規定による技術的事項についての協力等に関すること。

九十の四 健康増進法第二十條第一項の規定による特定給食施設の届出及び同條第二項の規定による特定給食施設の変更、休止又は廃止の届出の受理に関すること。

第二条第一項第九十一号中(平成十四年法律第百三十三号)を削り、同項第九十四号の次に次の三号を加える。

九十四の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十二條第一項の規定による医師の届出の受理に関すること。

九十四の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十三條第一項の規定による獣医師の届出の受理に関すること。

九十四の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四條第二項の規定による指定届出機関の管理者の届出の受理に関すること。

第二条第一項第九十五号中(平成十年法律第百十四号)を削り、同項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十

六条の二の規定による医療関係者への協力の要請に関すること。

第二条第一項第九十九号の次に次の一号を加える。

九十九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十

八条第五項の規定による感染症の診査に関する協議会（以下この号及び第

百二号の三において「協議会」という。）の意見の聴取又は同条第六項の

規定による協議会への報告に関すること。

第二条第一項第百二号の次に次の三号を加える。

百二の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十

二条第三項の規定による退院の求めの受理及び同条第四項の規定による病

原体の保有の確認に関すること。

百二の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十

四条第三項第一号に規定する協議会への諮問に関すること。

百二の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十

四条の二（同法第四十九条の二において準用する場合を含む。）の規定に

よる苦情の申出の受理及び聴取並びに処理結果の通知に関すること。

第二条第一項第百七号から第百十六号までを次のように改める。

百七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条

の二の規定による結核患者に対する医療に関すること。

百八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条

第五項、第六項及び第七項に規定する第一種感染症指定医療機関、第二種

感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導に関すること。

百九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十三条

の規定による感染症指定医療機関（特定感染症指定医療機関を除く。）の

管理者に対する報告の請求及び検査に関すること。

百十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十五条

の規定による健康診断に関すること。

百十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十六

条の規定による入院に関すること。

百十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十七

条の規定による移送に関すること。

百十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十八

条の規定による退院に関すること。

百十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十九

条において準用する同法第十七条第三項及び第四項の規定による書面の交

付に関すること。

百十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十条

第一項の規定によりみなして適用される同法第二十七条から第三十一条ま

で及び第三十五条第一項の規定による措置の全部又は一部の実施に関する

こと。

百十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十条

第三項により準用する同法第三十六条一項及び第二項の規定による書面の

通知等に関すること。

第二条第一項第百十六号の次に次の二号を加える。

百十六の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五

十三条の七の規定による通報又は報告の受理に関すること。

百十六の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五

十三条の十の規定による結核患者の届出の通知に関すること。

第二条第一項第百八号の次に次の一号を加える。

二百八の二 大気汚染防止法第二十三条の規定による緊急時の周知（別に定

める機関に対して行うものに限る。）に関すること。

第二条第一項第百八十一号の次に次の十二号を加える。

二百八十一の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律

第八十七号）第四十二条第一項の規定による引取業者の登録に関すること。

二百八十一の三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十五条の規定

による登録の拒否に關すること。

二百八十一の四 使用済自動車の再資源化等に關する法律第四十六条第一項の規定による変更の届出の受理に關すること。

二百八十一の五 使用済自動車の再資源化等に關する法律第四十八条第一項の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

二百八十一の六 使用済自動車の再資源化等に關する法律第四十九条の規定による登録の抹消に關すること。

二百八十一の七 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十一条第一項の規定による登録の取消し等に關すること。

二百八十一の八 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録に關すること。

二百八十一の九 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十六条の規定による登録の拒否に關すること。

二百八十一の十 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十七条第一項の規定による変更の届出の受理に關すること。

二百八十一の十一 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十八条第一項の規定による登録の取消し等に關すること。

二百八十一の十二 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十九条において準用する同法第四十八条第一項の規定による廃業等の届出の受理に關すること。

二百八十一の十三 使用済自動車の再資源化等に關する法律第五十九条において準用する同法第四十九条の規定による登録の抹消に關すること。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第五号

健康福祉本部

各保健福祉事務所

県立病院好生館

佐賀県エツクス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第八号)は、廃止する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第六号

健康福祉本部

佐賀県立虹の松原学園

佐賀県立虹の松原学園処務規程(昭和三十二年佐賀県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第三条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第七号

県土づくり本部

各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第一条第五項中「副室長」を「課長」に改める。

第二条第四項中「課長」の下に「前条第五項の規定により置かれた課長(次項において「有明海沿岸道路整備室内課長」という。)を除く。」を加え、「所長」を「上司」に改める。

第二条第五項を次のように改める。

5 有明海沿岸道路整備室内課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第二条第六項中「又は室」を削る。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第八号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理改善委員会規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(佐賀県農林水産業協同組合検査規程の一部改正)

第二条 佐賀県農林水産業協同組合検査規程(平成十六年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に、「検査吏員」を「検査

職員」に改める。

第六条第二項から第四項まで及び第十六条から第十九条までの規定中「検査吏員」を「検査職員」に改める。

(森林害虫防除員の任命の一部改正)

第三条 森林害虫防除員の任命(昭和五十三年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

「掲げる者」の下に「のうち林業課長が指名する者」を加え、第一号及び第二号中「技術吏員」を「職員」に改め、第三号中「技術吏員の所長及び副所長並びに林業課の技術吏員」を「職員」に改め、第四号中「及び緑化センターの技術吏員」を「の職員」に改める。

(佐賀県公印規程の一部改正)

第四条 佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、第十二号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 会計管理者

第二条第一項中第十三号を第十一号とし、第十四号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

別表中出納長印の項、出納長職務代理者印の項及び副出納長印の項を削り、副本部(部)長印の項の次に次のように加える。

出納長印	佐賀県 出納長印	25	副本部(部)長印
出納長印	佐賀県 出納長印	15	

(佐賀県文書規程の一部改正)

第五条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中、「副出納長専決事項」を削る。

別表第二の一の表中「出納長又は部長」を「部長又は会計管理者」に、「出納長又は本部長」を「本部長又は会計管理者」に改める。

別表第三の一の表の(4)中「出納長」を削り、同表の(7)中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、別表第三の三の表の(9)中「又はこれに準ずる者」を「若しくはこれに準ずる者又は会計管理者」に改める。

(佐賀県電子署名規程の一部改正)

第六条 佐賀県電子署名規程(平成十四年佐賀県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 会計管理者

六 出納局長

第三条第一項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表の出納長、出納長職務代理者及び副出納長の鍵情報等格納媒体の項中「出納長、出納長職務代理者及び副出納長」を「会計管理者及び出納局長」に改める。

(佐賀県職員徽章に関する規程の一部改正)

第七条 佐賀県職員徽章に関する規程(昭和二十五年佐賀県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県職員記章に関する規程

第一条中「徽章を佩用」を「記章をはい用」に改める。

第二条中「出納長、副出納長」を削る。

第三条の見出しを「(はい用箇所)」に改め、同条中「徽章」を「記章」に、「佩用」を「はい用」に改める。

第四条の見出し中「徽章」を「記章」に改め、同条中「徽章」を「記章」に、「若しくは」を「又は」に、「但し」を「ただし」に、「または」を「又は」に改める。

第五条中「徽章」を「記章」に、「または」を「又は」に、「貸与、」を「貸与し、若しくは」に改める。

第六条の見出しを「(記章の登録)」に改め、同条中「この徽章」を「この記章」に、「徽章台帳」を「記章台帳」に改める。

(佐賀県職員のサービスの宣誓に関する規程の一部改正)

第八条 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する規程(昭和二十六年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

	新たに職員となつた者	宣誓に立会する公務員
1	本部長級の職にある職員	知事
2	副本部長級の職にある職員	副知事
3	課長級の職にある職員	経営支援本部長
4	副課長級以下の職にある職員	職員課長

備考 この表の新たに職員となつた者の欄の「本部長級」、「副本部長級」、「課長級」及び「副課長級以下」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。

(佐賀県職員表彰規程の一部改正)

第九条 佐賀県職員表彰規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「出納長」を「副知事」に改める。

(佐賀県行政考査規程の一部改正)

第十条 佐賀県行政考査規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第十一条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部の②の項から④の項並び及び⑥の項並び⑦の部の④の項中「技術吏員」を「職員」と改め、同部の⑤の項中「に勤務する技術吏員(森林管理業務に従事する者に限る。)」を「で森林管理業務に従事する職員」と改め、同部の⑥の項中「に勤務する技術吏員」を「で研究検査業務又は技術指導業務に従事する職員」と改め、同部の⑦の項中「勤務する技術吏員」を「勤務する職員」と改め、「従事する技術吏員」を「従事する職員」と改め、その他の技術吏員で技術指導業務に従事するもの」と改め、同部の⑧の項中「技術吏員」を「職員」と改め、同部の⑨の項中「勤務する技術吏員」を「勤務する職員」と改め、「従事する技術吏員」を「従事する職員」と改め、その他の職員で研究検査業務又は普及指導業務に従事するもの」と改め、同部の⑩の項中「技術吏員」を「獣医師」と改め、同部の⑪の項中「勤務する技術吏員」を「勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員」と改め、同部の⑫の項中「勤務する技術吏員」を「勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員」と改め、同部の⑬の項中「農業振興業務又は管理換地業務に従事する職員」と改め、同部の⑭の項中「西部地区ダム事務所に勤務する技術吏員」を「又はダム管理事務所に勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員」と改め、同部の⑮の項中「西部地区ダム事務所に勤務する技術吏員及び事務員」を「又はダム管理事務所に勤務する職員」と改め、同部の⑯の項中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」と改め、同部の⑰の項中「技術吏員」を「職員(電話交換手

を除く。)」に改め、同部の⑱の項及び⑲の項中「技術吏員」を「職員」と改め、同部の⑳の項中「技術員及び事務員(Ⅱ)、(Ⅱ)及びⅢ(8)に該当する者を除く。)」を「その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員(1)から(2)までに該当する者を除く。）」と改め、同部の㉑の項中「に勤務する技術吏員」を「で研究検査業務に従事する職員」と改め、同部の㉒の項中「に勤務する技術吏員(乳肉衛生業務に従事する者に限る。)」を「で乳肉衛生業務に従事する職員」と改め、同部の㉓の項中「その他の技術吏員」を「研究検査業務に従事する職員」と改め、同部の㉔の項中「衛生業業センターに勤務する技術吏員」を「衛生業業センターに勤務する職員」と改め、「微生物課に勤務する技術吏員」を「微生物課で研究検査業務又は技術指導業務に従事する職員」と改め、「その他の技術吏員」を「その他の職員で研究検査業務又は技術指導業務に従事するもの」と改め、同部の㉕の項及び同部の㉖の項の④の項中「技術吏員」を「職員」と改め、同部の㉗の項の⑤の項から⑥の項までの規定中「に勤務する技術吏員」を「で研究検査業務又は普及指導業務に従事する職員」と改め、

(佐賀県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第十二条 佐賀県労働委員会事務局処務規程(昭和二十六年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項中「事務吏員」を「職員」に改める。

第九条第二項中「佐賀県本庁決裁規程」を「佐賀県本庁決裁等規程」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- この訓令の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法

律第五十三号) 附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この訓令による改正後の佐賀県事務処理改善委員会規程、佐賀県公印規程、佐賀県文書規程、佐賀県電子署名規程、佐賀県職員記章に関する規程、佐賀県職員表彰規程及び佐賀県行政考査規程の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「佐賀県知事又は市町村長」を「市町長」に改める。

別表第一の二の一般国道二〇二号の項中「大字洲上」を「洲上」に、「大字浜崎字須崎」を「浜崎字洲崎」に、

「唐津市和多田西山四五四番一から伊万里市南波多町大字水留字東ノ前一八四一番一まで」

「唐津市和多田西山四五四番一から伊万里市南波多町大字水留字東ノ前一八四一番一まで」

「唐津市浜玉町洲上字盲落七六七番二から唐津市浜玉町浜崎字洲崎一五四〇番五まで」

「唐津市浜玉町洲上字勝川一五九八番一から唐津市浜玉町浜崎字新田一四

二番七まで

改め、同表の一般国道二〇四号の項中

「唐津市東町一番一から唐津市西唐津二丁目六三四七番八まで」

「唐津市東町一番一から唐津市西唐津二丁目六三四七番八まで」

伊万里市黒川町塩屋字城平二〇五番一から伊万里市二里町大里甲二二二七番一まで

唐津市神田字浮熊二一九六番四から唐津市佐志鴻ノ巣三八六番六まで

改め、同表の一般国道二〇七号の項中

「鹿島市大字井手字一の谷三一八番六から鹿島市浜町字西葉籠五〇番一まで」

「鹿島市大字井手字一の谷三一八番六から鹿島市浜町字西葉籠五〇番一まで」

佐賀市八戸二丁目七番から佐賀郡久保田町大字徳万字快万宮の後一六一番三まで

改め、同表の一般国道二〇八号の項中

「福岡県と佐賀県の県境から佐賀市諸富町大字諸富津二四一番一まで」

「福岡県と佐賀県の県境から佐賀市諸富町大字諸富津二四一番一まで」

佐賀市南佐賀一丁目二四七番一から佐賀市八戸二丁目七番まで

佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五二四一番一から佐賀市南佐賀一丁目一九番一号まで

佐賀市八戸二丁目七番から佐賀市鍋島町大字森田八七番三まで

改め、同表の一般国道三八五号の項中

「神崎市千代田町迎島字七本松二六一四番一から佐賀県と福岡県の県境まで」

「神崎市千代田町迎島字七本松二六一四番一から佐賀県と福岡県の県境まで」

「神崎市千代田町下板字東二の坪八二番一から神埼郡吉野ヶ里町三津字迎

に

を

に

を

に

七五五番九まで
改め、同表の一般国道三八五号の項の次に次のように加える。

一般国道四九七号	唐津市浜玉町大江字大江前二六一番六から唐津市原字笹原一三九六番六まで
一般国道四九八号	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二六三番一から伊万里市大坪町字堂ノ前丙二〇七一番一まで

別表第一の二の県道佐賀川久保鳥栖線の項中

「神埼郡吉野ヶ里町三津字前田六一九番一から神埼郡吉野ヶ里町大曲字畑刈四九四四番二まで」

「神埼郡吉野ヶ里町三津字前田六一九番一から神埼郡吉野ヶ里町大曲字畑刈四九四四番二まで」

「神埼郡吉野ヶ里町大曲字東外二二二五番二から鳥栖市宿町九六五番一まで」

「佐賀市金立町大字千布三一三六番一四から神埼郡吉野ヶ里町三津字迎七五五番九まで」

改め、同表の県道佐賀外環状線の項中

「神埼市神埼町本告牟田字一ノ鶴二八九八番一から神埼市千代田町姉字五本松八〇二番一まで」

「神埼市神埼町本告牟田字一ノ鶴二八九八番一から神埼市千代田町姉字五本松八〇二番一まで」

「小城市小城町字下町四四六番一から神埼市神埼町枝ヶ里字二本松一五五番一まで」

「佐賀郡久保田町大字徳万字快万宮の後一六一番三から小城市三日月町樋口字五条一七六七番三まで」

改め、同表の県道佐賀外環状線の項の次に次のように加える。

県道佐賀空港線	佐賀郡川副町大字犬井道字国造堀九七四六番一八八から佐賀市本庄町袋二八八番一まで
---------	-----------------------------------------

県道山本波多津線
唐津市山本字鹿ノ口一三七番三から唐津市北波多徳須恵字四道一一六七番一まで

県道小郡基山線
三養基郡基山町大字小倉四六七番八から三養基郡基山町大字小倉四七八番一まで

県道本郷基山線
三養基郡基山町大字小倉一三〇番三から三養基郡基山町大字小倉四六七番八まで

別表第一の二の県道塩屋大曲線の項の次に次のように加える。

県道北方朝日線
武雄市北方町大字大崎字面戸町一二八四番一から武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二六三番一まで

別表第一の二の町道工業団地二号線の項の次に次のように加える。

町道桜町伊勢山線
三養基郡基山町大字小倉一六五七番一から三養基郡基山町大字小倉一一九番四まで

「住所」を「通知者 氏名」に改め、「該当し様式第一号中 通知者 氏名」を「通知者 氏名」に改め、「該当しない電動車いす」の次に「の購入に要した費用」を加え、「給付するので」「支給するので」「給付する電動車いす」を「支給する電動車いす」を「支給に際して」「又は舗装具交付（修理）券」を「及び判定書」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

●佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第九九条の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程第九九条の二の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

●佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道の職の設置等に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

題名を次のように改める。

佐賀県東部工業用水道の職の設置に関する規程

第一条中「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条に規定するその他の職員の種類」を削り、「この規程の定めるところによる」を「別表に掲げるとおりとする」に改め、同条の条名を削る。

第二条から第四条までを削る。

別表を次のように改める。

別表

主幹、主査、副主査、主事、技師

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県東部工業用水道規程第三号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

別表第四を次のように改める。

別表第四（第9条関係）

管理職手当支給表

管理職手当を支給する職	管理職手当の額
水道局の局長	130,300円
事務所の所長	94,000円

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当に関する経過措置については、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第五十九号）に基づく一般職員の例によるものとする。

●佐賀県東部工業用水道規程第四号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和四十八年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

別表の管理者の決裁を受けるべき事務の欄の第六号中「吏員」を「職員」に改め、同欄の第七号中「出納取扱金融機関」の下に「及び収納取扱金融機関」を加え、同表の局長専決事務の欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同欄の第十三号中「歳出予算」を「予算」に改め、同号を同欄の第十二号とし、同欄中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同欄の第十六号中「管理及び」を削り、同号を同欄の第十五号とし、同欄の第十七号中「第十条第三項」を「第十条」に改め、同号を同欄の第十六号とし、同欄中第十八号を第十七号とし、同欄に次の一号を加える。

十八 出納取扱金融機関との公金出納取扱契約の締結に関すること。

別表の所長専決事務の欄の第十二号中「地方公務員災害補償法施行規則」の下に「（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を加え、同欄の第十四号中「歳出予算」を「予算」に改め、同欄の第十七号中「運用に関すること（流動資産に限る。）」を「運用（流動資産の運用に限る。）」に関する「こと」に改め、同欄の

第二十一号中「出納金融機関」を「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関」に改め、同欄の第三十号中「佐賀県情報公開条例」の下に「(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)」を、「佐賀県個人情報保護条例」の下に「(平成十三年佐賀県条例第三十七号)」を加え、同号を同欄の第三十一号とし、同欄中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、同欄の第二十七号中「第十条第三項」を「第十条」に改め、同号を同欄の第二十八号とし、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の店舗の指定に関すること。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



